明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕
○医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（二九二）　三
○防衛省組織令の一部を改正する政令（二九三）　三
○国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二九四）　四
○地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二九五）　五
○私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（二九六）　五
○地方自治法施行令の一部を改正する政令（二九七）　六
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九八）　六
○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（二九九）　九
○沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（三〇〇）　九
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三〇一）　一〇
○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇二）　一〇
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇三）　一二
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（三〇四）　一二
○自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（三〇五）　一二
○国家公務員等の旅費に関する法律施行令（三〇六）　一二

〔府令・省令〕
○年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働一）　一四
〔省　令〕
○自衛隊法施行規則及び防衛省職員の災害補償に関する省令の一部を改正する省令（防衛七）　一五
〔告　示〕
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（厚生労働三〇四）　一六
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（国土交通一一七七、一一七八）　一九
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
令和五事業年度財務諸表（独立行政法人日本学生支援機構・年金積立金管理運用独立行政法人）関係　二六
地方公共団体
農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　六〇
会社その他
会社決算公告　六〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された法令のあらまし

**◇医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令**（政令第二九二号）（厚生労働省）

1　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、医師法施行令及び医道審議会令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

**◇防衛省組織令の一部を改正する政令**（政令第二九三号）（防衛省）

1　防衛装備庁技術戦略部技術連携推進官を廃止することとした。（第一九六条、第一九七条、第一九九条及び第一九九条の二関係）

2　防衛装備庁次世代装備研究所を廃止し、同庁に新世代装備研究所及び防衛イノベーション科学技術研究所を置くとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一七五条、第一九八条、第一九九条及び第二一三条～第二一八条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第四条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和六年一〇月一日から施行することとした。

**◇国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二九四号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（政令第二九二号）について、短時間労働者に係る健康保険の適用事業所の範囲が拡大されていることを踏まえ、行政執行法人等のうちその使用する短時間勤務者が国家公務員共済組合制度の組合員となるものの範囲を拡大することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

**◇地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第二九五号）（総務省）

1　短時間労働者に係る健康保険の適用事業所の範囲が拡大されることを踏まえ、特定地方独立行政法人等のうちその使用する短時間勤務者が地方公務員共済制度の組合員となるものの範囲を拡大することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

**◇私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令**（政令第二九六号）（文部科学省）

1　短時間労働者を加入者とする特定学校法人等の定義を、特定労働者の総数が常時一〇〇人を超えるものから、特定労働者の総数が常時五〇人を超えるものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

**◇地方自治法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九七号）（総務省）

1　地方自治法第二五二条の二六の四第一項第二号の事務処理の調整の指示の対象となる事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とした。（第一七四条の四九の二〇関係）

2　地方自治法第二六〇条の四九第六項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第四条に規定する特定調達契約に該当するときは、同令第一一条第一項各号に掲げる場合に限り、これによることができるものとした。（第一七九条の二関係）

3　施行期日

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六五号）の施行の日（令和六年九月二六日）から施行することとした。

**◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九八号）（財務省）

1　令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会を記念するため発行する貨幣のうち、一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は二三二万九、〇〇〇枚とすることとし、一、〇〇〇円の貨幣は一五万三、〇〇〇枚に改めることとし、一万円の貨幣は三万一、〇〇〇枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣の価額を、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては二四万三、六三七円、一、〇〇〇円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては一万三、八一九円、一万円の貨幣、一、〇〇〇円の貨幣で三種類の形式及び五〇〇円の貨幣でそれぞれ一枚を容器に組み入れたものにあっては三一万二、七二八円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令**（政令第二九九号）（経済産業省）

1　消費生活用製品安全法第五四条第一項第二号に定める主務大臣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日前においても同法第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下「新消安法」という。）第二条第四項の政令の制定の立案のために、新消安法第四七条第一項の規定の例により、消費経済審議会に諮問することができるものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令**（政令第三〇〇号）（内閣府本府）

1　沖縄振興開発金融公庫法施行令に関する事項

㈠　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の失効に伴い、同法に関連する貸付対象者及び貸付資金を廃止することとした。（第二条第一〇号関係）

㈡　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行に伴い、同法に関連する貸付対象者及び貸付資金を定めることとした。（第二条第一七号及び一八号関係）

2　施行期日

この政令は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行の日（令和六年一〇月一日）から施行することとした。

**◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三〇一号）（厚生労働省）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九六号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定に限る。）の施行期日は、令和六年一〇月一日とすることとした。

**◇あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三〇二号）（厚生労働省）

1　あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験及びきゅう師国家試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額を一万九、五〇〇円とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三〇三号）（厚生労働省）

1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定に限る。）の施行の日（令和六年一〇月一日）から施行することとした。

◇**自衛隊法施行令の一部を改正する政令**（政令第三〇四号）（防衛省）

1　一等陸佐以上、一等海佐以下三等海佐以上又は一等空佐以下三等空佐以上の自衛官及び二等陸曹若しくは三等海曹若しくは二等空曹若しくは三等空曹である自衛官の定年を改めることとした。（別表第九関係）

2　この政令は、令和六年九月三〇日から施行することとした。

◇**自衛隊法施行令等の一部を改正する政令**（政令第三〇五号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

専門的な知識経験を有する隊員の育成に相当の期間を要するため、部内で確保することが一定の期間困難である場合等に準ずる場合として政令で定める場合の規定に自衛官を加えることとした。（第五三条の二関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

特定任期付職員である自衛官に支給する俸給等に関し必要な事項を定めることとした。（第一〇条、第一〇条の二、第一二条、第一二条の三、第二七条及び別表第八関係）

三　自衛隊員倫理規程の一部改正関係

特定任期付職員である自衛官の一部を管理監督者である隊員に加えることとした。（第七条関係）

四　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正関係

特定任期付職員である自衛官の一部を研究公務員に加えることとした。（第二条関係）

五　施行期日

この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇**国家公務員等の旅費に関する法律施行令**（政令第三〇六号）（財務省）

1　国家公務員等の旅費に関する法律（以下「法」という。）第二条第八号に規定する政令で定める者は、旅行業法に規定する旅行業者、貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業者、割賦販売法に規定する登録包括信用購入あっせん業者等に該当する者とするとともに、同号で規定する政令で定めるものは、役務及び割賦販売法第二条第三項第一号に規定するカード等とした。（第二条関係）

2　法第三条第二項第七号に規定する政令で定める外国旅行は、赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合等における外国旅行とした。（第三条第一項関係）

3　法第三条第六項に規定する政令で定める場合は、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止した場合等とした。（第三条第二項関係）

4　法第三条第七項に規定する政令で定める事情は、交通機関の事故その他の同項に規定する者の責めに帰することができない事情等とした。（第三条第三項関係）

5　法第六条に規定する政令で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容を定めることとした。（第二章関係）

6　法第三条第二項、第四項及び第五項の規定により支給する旅費を定めることとした。（第一七条～第二〇条関係）

7　鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、各種目等について、法第六条及び政令の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目等ごとのいずれか少ない額を合計した額とした。（第二一条関係）

8　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

# 政　令

医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十二号**

医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令

内閣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（医師法施行令の一部改正）

**第一条**　医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条（見出しを含む。）中「第十七条の二第一項」を「第十七条の二」に改める。

（医道審議会令の一部改正）

**第二条**　医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表医師分科会の項中「第十条第二項」の下に「、第十一条第二項」を加え、「、第十六条の十一第二項及び第十七条の二第二項」を「及び第十六条の十一第二項」に改める。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子
内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十三号**

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第八条の二並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百九十九条の二」を「第百九十九条」に改める。

第五十二条第五項中「第四条第一項第三十三号」を「第四条第一項第三十四号」に改める。

第百七十五条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「次世代装備研究所」を「新世代装備研究所、防衛イノベーション科学技術研究所」に改め、同号を同条第十一号とする。

第百九十六条中「、技術振興官一人及び技術連携推進官」を「及び技術振興官」に改める。
第百九十七条第五号中「（技術連携推進官の所掌に属するものを除く。）」を削る。
第百九十八条第六号中「次世代装備研究所」を「新世代装備研究所」に改める。
第百九十九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「（技術連携推進官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条に次の一号を加える。
五　防衛イノベーション科学技術研究所の管理及び運営一般に関すること。
第百九十九条の二を削る。
第二百十三条中「次世代装備研究所」を「新世代装備研究所
防衛イノベーション科学技術研究所」に改める。
第二百十四条第一項中「誘導武器」の下に「（宇宙に関する領域に係る装備品等を除く。）」を加える。
第二百十五条第一項中「業務」の下に「（第二百十七条第一項第二号に掲げるものを除く。）」を加える。
第二百十六条第一項中「掃海器材」の下に「（宇宙に関する領域に係る装備品等を除く。）」を加える。
第二百十七条の見出し及び同条第一項中「次世代装備研究所」を「新世代装備研究所」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「電波器材」を「高出力マイクロ波器材その他の電波器材」に、「光波器材」を「高出力レーザー器材その他の光波器材」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二　宇宙に関する領域に係る装備品等についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。
第二百十七条第一項第三号を削り、同条第二項及び第三項中「次世代装備研究所」を「新世代装備研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（防衛イノベーション科学技術研究所）
**第二百十七条の二**　防衛イノベーション科学技術研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。
一　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についてのイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。）に関すること。
二　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。
三　装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。
2　防衛イノベーション科学技術研究所の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。
第二百十八条中「及び次世代装備研究所」を「、新世代装備研究所及び防衛イノベーション科学技術研究所」に改める。

**附　則**

（施行期日）
**第一条**　この政令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第五十二条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。
（自衛隊法施行令の一部改正）
**第二条**　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。
第五十一条の六中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げる。
（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）
**第三条**　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。
別表第三防衛装備庁内部部局の項中「技術連携推進官」を削る。
（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）
**第四条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一の四の項第四号を次のように改める。
四　防衛装備庁新世代装備研究所
別表第一の四の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五　防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所

国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

**政令第二百九十四号**

国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項中「百人」を「五十人」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十五号**

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項中「百人」を「五十人」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

---

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十六号**

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第七十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項中「百人」を「五十人」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

---

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十七号**

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の四第一項第二号及び第二百六十条の四十九第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　外部監査契約に基づく監査」を「第八章　国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例　第九章　外部監査契約に基づく監査」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に改める。

第百七十九条の次に次の一条を加える。

**第百七十九条の二**　地方自治法第二百六十条の四十九第六項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するときは、同令第十一条第一項各号に掲げる場合に該当するときに限り、これによることができる。

第二編中第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章を第九章とする。

第百七十四条の四十九の十九の次に次の章名を付する。

**第八章**　国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例

第百七十四条の四十九の二十を次のように改める。

（事務処理の調整の指示の対象となる事務）

**第百七十四条の四十九の二十**　地方自治法第二百五十二条の二十六の四第一項第二号に規定する政令で定める事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とする。

**附　則**

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十八号**

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十八号中

「

| | |
|---|---|
| 素材 | 銀 |
| 品位 | 純銀 |
| 量目 | 三十一・一グラム |
| 形式 | <br> |
| 直径 | 四十ミリメートル |
| 彩色 | 白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、茶色、黄緑色及び緑色 |

を

| | |
|---|---|
| 素材 | 銀 |
| 品位 | 純銀 |
| 量目 | 三十一・一グラム |
| 形式 | <br> |
| 直径 | 四十ミリメートル |
| 彩色 | 白色、灰色、青色、赤色、茶色及び緑色 |

」

改め、同表に次の一号を加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| イ | 素材 | 銀 | | |
| | 品位 | 純銀 | | |
| | 量目 | 三十一・一グラム | | |
| | 形式 | <br> | | | |
| | 直径 | 四十ミリメートル | | |
| | 彩色 | 白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、茶色、黄緑色及び緑色 | | |
| ロ | 素材 | 銀 | | |
| | 品位 | 純銀 | | |
| | 量目 | 三十一・一グラム | | |
| | 形式 | <br> | | | |
| | 直径 | 四十ミリメートル | | |
| | 彩色 | 白色、灰色、青色、赤色、茶色及び緑色 | | |
| ハ | 素材 | 銀 | | |
| | 品位 | 純銀 | | |
| | 量目 | 三十一・一グラム | | |
| | 形式 | <br> | | | |
| | 直径 | 四十ミリメートル | | |
| | 彩色 | 白色、青色、青紫色、紫色、赤色、黄土色、オレンジ色、黄色及び黄緑色 | | |

に

六十九　一万円の貨幣のうち令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行するもの

| 素材 | 金 |
|---|---|
| 品位 | 純金 |
| 量目 | 十五・六グラム |
| 形式 | <br><br>直径　二十六ミリメートル |

別表第三中第六十一号を第六十二号とし、第四十二号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、同表第四十一号中「十万枚」を「十五万三千枚」に改め、同号を同表第四十二号とし、同表中第四十号を第四十一号とし、第二十二号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

| | |
|---|---|
| 二十二　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 | 二百三十二万九千枚 |

別表第三に次の一号を加える。

| | |
|---|---|
| 六十三　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 | 三万一千枚 |

別表第四第五十二号中「一枚を容器に入れたもの」を「別表第一第四十八号イ又はロのいずれかに掲げるものにつき一枚を容器に入れたもの」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 五十四　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの | 二十四万三千六百三十七円 |
| 五十五　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第四十八号ハに掲げるものにつき一枚を容器に入れたもの | 一万三千八百十九円 |
| 五十六　次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの | 三十一万二千七百二十八円 |
| イ　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの | |
| ロ　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第四十八号に掲げる各形式のもの | |
| ハ　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの | |

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十九号**

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十四条第一項第二号に定める主務大臣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日前においても同法第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（以下「新消安法」という。）第二条第四項の政令の制定の立案のために、新消安法第四十七条第一項の規定の例により、消費経済審議会に諮問することができる。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百号**

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十号まで」を「第二十一号まで」に、「掲げる資金と」を「定める資金と」に改め、同条第二号中「掲げる資金（資本市場からの調達が困難なものに限る。）」を「定める資金」に改め、同条第十号を削り、同条第十一号中「第十七号」を「第十六号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「第十八号及び第二十号」を「第十九号及び第二十一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第十三号を第十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同号の前に次の二号を加える。

十七　沖縄において農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号。以下この号及び次号において「スマート農業技術活用促進法」という。）第八条第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に従つてスマート農業技術活用促進法第七条第五項第二号に規定する生産方式革新事業活動を行うスマート農業技術活用促進法第八条第三項に規定する認定生産方式革新事業者であつて、次に掲げる者に該当するもの　食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期的かつ低利の資金で、当該認定生産方式革新実施計画に従つて行われる当該生産方式革新事業活動を行うために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものに限る。）

イ　スマート農業技術活用促進法第十二条第一項第一号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金であつて、その者が資本市場から調達することが困難なもの

ロ　スマート農業技術活用促進法第十二条第一項第二号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金

ハ　スマート農業技術活用促進法第十二条第一項第三号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金であつて、その償還期限が十年を超えるもの

十八　沖縄においてスマート農業技術活用促進法第十六条第一項に規定する認定開発供給事業を行うスマート農業技術活用促進法第十四条第一項に規定する認定開発供給事業者であつて、次に掲げる者に該当するもの　食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定開発供給事業（スマート農業技術活用促進法第二条第五項に規定するスマート農業技術等の開発を行う事業及び当該事業の効率的な実施を図るため当該事業と併せて行う合併等の措置（同項に規定する合併等の措置をいう。）を除く。）を行うために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるものに限る。）

イ　スマート農業技術活用促進法第十八条第一項第一号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金であつて、その者が資本市場から調達することが困難なもの

ロ　スマート農業技術活用促進法第十八条第一項第二号に掲げる者　他の金融機関が融通することを困難とする資金

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

（地方税法施行令の一部改正）

2　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の十八第二項第四号及び第五十六条の二十八第二項第二号中「及び第十四号から第十六号まで」を「、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号」に改める。

附則第七条第十四項中「第十号又は第十四号から第十六号まで」を「第十三号から第十五号まで、第十七号又は第十八号」に改める。

附則第十一条第四十項第四号中「第十号、第十二号から第十六号まで及び第十九号」を「第十一号から第十五号まで、第十七号、第十八号及び第二十号」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

財務大臣　鈴木　俊一

---

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百一号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定に限る。）の施行期日は、令和六年十月一日とする。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

**政令第三百二号**

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「一万四千四百円」を「一万九千五百円」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

**政令第三百三号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第八号を次のように改める。

八　削除

**附　則**

この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定に限る。）の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

**政令第三百四号**

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第九中「五十七年」を「五十八年」に、

| | |
|---|---|
| 二等陸佐<br>二等海佐　五十六年<br>二等空佐 | |
| 三等陸佐<br>三等海佐　五十六年<br>三等空佐 | |

を

| | |
|---|---|
| 二等陸佐<br>二等海佐　五十七年<br>二等空佐 | |
| 三等陸佐<br>三等海佐　五十七年<br>三等空佐 | |

に、「五十四年」を「五十五年」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年九月三十日から施行する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

**政令第三百五号**

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第二項第三号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第二項及び第十四条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項、第十七条第二項、第十八条の二第一項及び第三十一条、自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）第五条第一項並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

**第一条**　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第一号中「自衛官以外の」を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「ごとに、自衛官」の下に「（特定任期付職員（法第四条第二項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）である自衛官を除く。）」を、「事務官等」の下に「及び特定任期付職員である自衛官を除く。）」を加える。

第十条の二第二項中「自衛官」の下に「（特定任期付職員である自衛官を除く。）」を、「事務官等」の下に「及び特定任期付職員である自衛官」を加える。

第十二条第八項中「特殊作戦隊員の」を「特殊作戦隊員（特定任期付職員である自衛官を除く。）の」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　特定任期付職員である自衛官に支給する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の月額は、前各項の規定にかかわらず、特定任期付職員である自衛官以外の自衛官との均衡を考慮して、防衛大臣が別に定める額とする。

第十二条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書又は同項各号」を「第一項ただし書、同項各号又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定任期付職員である自衛官に支給する航海手当の日額は、前項の規定にかかわらず、特定任期付職員である自衛官以外の自衛官との均衡を考慮して、防衛大臣が別に定める額とする。

第二十七条第二号中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

別表第八特定任期付職員俸給表の項中「第六条の二第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（自衛隊員倫理規程の一部改正）

**第三条**　自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「第四条第二項」の下に「又は第五項」を加える。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

**第四条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同条第二項」の下に「又は第五項」を加える。

**附　則**

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
防衛大臣　木原　稔

---

国家公務員等の旅費に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百六号**

国家公務員等の旅費に関する法律施行令

内閣は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第八号、第三条第二項第七号、第六項及び第七項並びに第六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　旅費の種目及び内容
　第一節　通則（第四条）
　第二節　交通費（第五条―第八条）
　第三節　宿泊費等（第九条―第十一条）
　第四節　転居費等（第十二条―第十四条）
　第五節　その他の種目（第十五条・第十六条）
第三章　雑則（第十七条―第二十二条）
附則

**第一章　総則**

（定義）

**第一条**　この政令において、「職員」、「各庁の長」、「内国旅行」、「本邦」、「外国旅行」、「外国」、「出張」、「旅行命令権者」、「赴任」、「帰住」、「遺族」、「配偶者」又は「退職等」とは、それぞれ、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一号から第七号まで又は第三条第二項第一号に規定する職員、各庁の長、内国旅行、本邦、外国旅行、外国、出張、旅行命令権者、赴任、帰住、遺族、配偶者又は退職等をいう。

2　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　内閣総理大臣等　内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第五号から第四十一号までに掲げる職員並びに各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれらに相当する職務にある者をいう。

二　指定職職員等　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員及び各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務にある者をいう。

三　職務の級　一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級及び行政職俸給表㈠の適用を受けない者については各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

四　家族　内国旅行にあっては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

（法第二条第八号に規定する政令で定める者等）

**第二条**　法第二条第八号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者

二　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者

三　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者

四　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者

五　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者

六　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者

七　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者

八　外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（国との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2　法第二条第八号に規定する政令で定めるものは、役務及びカード等とする。

（法第三条に規定する政令で定める外国旅行等）

**第三条**　法第三条第二項第七号に規定する政令で定める外国旅行は、第十四条第一項第二号イ、ロ又はニに規定する場合における外国旅行とする。

2　法第三条第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第三条第二項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二　法第三条第一項及び第二項（第一号、第四号及び第八号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第十二条、第十四条第一項、第十七条第二項及び第十九条に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

3　法第三条第七項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一　交通事故その他の法第三条第七項に規定する者の責めに帰することができない事情

二　前項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

## 第二章　旅費の種目及び内容

### 第一節　通則

（法第六条に規定する政令で定める種目及び内容）

**第四条**　法第六条に規定する政令で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第二節　交通費

（鉄道賃）

**第五条**　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他財務省令で定めるものをいう。次項及び第八条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　急行料金

三　寝台料金

四　座席指定料金

五　特別車両料金（内国旅行にあっては内閣総理大臣等及び指定職職員等に限り、外国旅行にあってはこれらの者及び職務の級が七級以上の者に限る。）

六　前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（内閣総理大臣等及び指定職職員等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が六級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

**第六条**　船賃は、船舶（海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他財務省令で定めるものをいう。次項及び第八条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　寝台料金

三　座席指定料金

四　特別船室料金（内国旅行にあっては内閣総理大臣等及び指定職職員等に限り、外国旅行にあってはこれらの者及び職務の級が七級以上の者に限る。）

五　前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（内閣総理大臣等及び指定職職員等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により職務の級が六級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

**第七条**　航空賃は、航空機（航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他財務省令で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　運賃

二　座席指定料金

三　前二号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一　内国旅行の場合であって、内閣総理大臣等が移動するとき　最上級の運賃の額

二　外国旅行の場合であって、内閣総理大臣等、指定職職員等及び職務の級が七級以上の者が移動するとき並びに職務の級が六級又は五級の者が長時間にわたる移動として財務省令で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）　最上級の運賃の額

三　外国旅行の場合であって、運賃の等級が三以上に区分された航空機により内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）、指定職職員等及び職務の級が七級以上の者が移動するとき並びに職務の級が六級又は五級の者が特定航空移動をするとき　最上級の直近下位の級の運賃の額

四　外国旅行の場合であって、職務の級が四級以下の者が著しく長時間にわたる移動として財務省令で定めるものをするとき　最下級の直近上位の級の運賃の額

（その他の交通費）

**第八条**　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一　道路運送法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二　道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三　前二号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

**第三節**　宿泊費等

（宿泊費）

**第九条**　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して財務省令で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として財務省令で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

**第十条**　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

**第十一条**　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して財務省令で定める一夜当たりの定額とする。

**第四節**　転居費等

（転居費）

**第十二条**　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十四条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して財務省令で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

**第十三条**　着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては五夜分を、外国旅行にあっては十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

**第十四条**　家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一　内国旅行にあっては、次に掲げる額

イ　赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ　イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二　外国旅行にあっては、次に掲げる額

イ　赴任の際各庁の長の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ　イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後各庁の長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ　イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後各庁の長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ　外国に赴任後各庁の長の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

**第五節**　その他の種目

（渡航雑費）

**第十五条**　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして財務省令で定める費用の額とする。

（死亡手当）

**第十六条**　死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（法第三条第二項第五号又は第七号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して財務省令で定める定額とする。

**第三章**　雑則

（退職者等の旅費）

**第十七条**　法第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて財務省令で定めるものとする。

2　前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3　各庁の長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

**第十八条**　法第三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて財務省令で定めるものとする。

（休暇帰国の旅費）

**第十九条**　法第三条第二項第八号の規定により支給する旅費は、職務の級が六級又は五級の職員については、職務の級が四級以下の職員とみなして航空賃の額を算定するものとし、職員が休暇帰国に際し家族を随伴する場合には、家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）に相当するものを加えるものとする。

（証人等の旅費）

**第二十条**　法第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

**第二十一条**　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第五条第一項各号、第六条第一項各号、第七条第一項各号及び第八条各号に掲げる各費用について、当該各条及び法第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第十五条並びに法第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（財務省令への委任）

**第二十二条**　この政令に定めるもののほか、旅費の種目及び内容に係る細則その他この政令の実施のため必要な事項は、財務省令で定める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（商品先物取引法施行令の一部改正）

**第二条**　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「の例」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の例」に、「車賃、日当又は宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費又は宿泊手当」に改める。

（日本農林規格等に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「の規定」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。次条及び第十五条において「旅費法施行令」という。）の規定」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

第八条及び第十五条中「の規定」を「及び旅費法施行令の規定」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

（公認会計士法施行令及び技術士法施行令の一部改正）

**第四条**　次に掲げる政令の規定中「の規定により」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定により」に、「車賃、宿泊料及び日当」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改める。

一　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第三条

二　技術士法施行令（昭和五十八年政令第二百六十九号）第三条第一項

（船員法関係手数料令等の一部改正）

**第五条**　次に掲げる政令の規定中「の規定」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

一　船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）第九号イ(2)

二　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第四条

三　航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）第十七条

四　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成十八年政令第六十二号）第七条第二項

五　船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）第二条

（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正）

**第六条**　不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「車賃、宿泊料及び日当」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に、「）の規定」を「）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定」に、「二級」を「の二級」に改める。

（公証人手数料令の一部改正）

**第七条**　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号中「及び」を「並びに」に、「あっては、」を「あっては」に、「第二十一条第一項」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条」に、「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

（高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正）

**第八条**　高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「）の規定」を「。次項において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。次項において「旅費法施行令」という。）の規定に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改め、同条第二項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「旅費法及び旅費法施行令」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

# 府令・省令

## ○内閣府令・財務省令・厚生労働省令第一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子

年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

年金特別会計事務取扱規則（平成二十七年内閣府財務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表第七**（第五条関係） | **別表第七**（第五条関係） |
| 借方科目 ［略］ | 借方科目 ［同上］ |
| 積立金より受入 | 積立金より受入 |
| 子ども・子育て支援特例公債金 | ［同上］ |
| ［略］ | |
| 貸方科目 ［略］ | 貸方科目 ［同上］ |
| 諸支出金 | 諸支出金 |
| 子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入 | ［同上］ |
| ［略］ | |
| ［略］ | ［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この命令は、令和六年十月一日から施行する。

# 省　令

**○防衛省令第七号**

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項及び防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の規定に基づき、自衛隊法施行規則及び防衛省職員の災害補償に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十六日

防衛大臣　木原　稔

自衛隊法施行規則及び防衛省職員の災害補償に関する省令の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

**第一条**　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （隊員の採用）<br>**第二十一条**　自衛官（法第三十六条の二及び第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。<br>2　［略］<br>（自衛官の採用時の階級）<br>**第二十四条**　［略］<br>2・3　［略］<br>4　法第三十六条の二の規定により採用される自衛官並びに防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに任期付自衛官に採用する場合には、第一項の規定にかかわらず、防衛大臣の定める階級に採用することができる。<br>5　［略］<br>（陸士長等、海士長等及び空士長等の誓約）<br>**第五十九条**　陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官として新たに又は引き続き期間を定めて任用された隊員（法第三十六条の二の規定により採用される自衛官及び任期付自衛官を除く。）は、次の誓約書に署名しなければならない。<br>誓約書<br>私は、任用期間中はみだりに退職することなく、自衛官としての職務を執行することを誓約いたします。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （隊員の採用）<br>**第二十一条**　自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。<br>2　［同上］<br>（自衛官の採用時の階級）<br>**第二十四条**　［同上］<br>2・3　［同上］<br>4　防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに任期付自衛官に採用する場合には、第一項の規定にかかわらず、防衛大臣の定める階級に採用することができる。<br>5　［同上］<br>（陸士長等、海士長等及び空士長等の誓約）<br>**第五十九条**　陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官として新たに又は引き続き期間を定めて任用された隊員（任期付自衛官を除く。）は、次の誓約書に署名しなければならない。<br>誓約書<br>私は、任用期間中はみだりに退職することなく、自衛官としての職務を執行することを誓約いたします。 |

（防衛省職員の災害補償に関する省令の一部改正）

**第二条**　防衛省職員の災害補償に関する省令（昭和四十一年総理府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （平均給与額計算の特例）<br>**第一条**　次の各号に掲げる者の防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の平均給与額は、それぞれ次の各号に定める金額とする。<br>一　自衛官にあつては、俸給の月額、扶養手当の月額、営外手当（陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官であつて営外手当の支給を受けなかつた者（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する特定任期付職員を除く。）にあつては、営外手当に相当する額をいう。以下同じ。）の月額、俸給、扶養手当及び営外手当の月額に対する地域手当の月額並びに特地勤務手当の月額の合計額（法第十六条第一項各号に掲げる職員として政令で定める自衛官にあつては、当該合計額にそれぞれ同項各号に定める手当の月額を加算した額）を三十で除して得た金額<br>二～四　［略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （平均給与額計算の特例）<br>**第一条**　次の各号に掲げる者の防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の平均給与額は、それぞれ次の各号に定める金額とする。<br>一　自衛官にあつては、俸給の月額、扶養手当の月額、営外手当（陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、営外手当に相当する額をいう。以下同じ。）の月額、俸給、扶養手当及び営外手当の月額に対する地域手当の月額並びに特地勤務手当の月額の合計額（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第十六条第一項各号に掲げる職員として政令で定める自衛官にあつては、当該合計額にそれぞれ同項各号に定める手当の月額を加算した額）を三十で除して得た金額<br>二～四　［同上］ |

**附　則**

この省令は、令和六年十月一日から施行する。